

令和元年6月10日

第24回水俣市農業委員会

## 第24回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」
- 2 開催日時 令和元年6月10日  
開会 9時30分  
閉会 9時58分
- 3 出席委員  
農業委員 12名  
1番 元村 善二 君                      2番 松本 公昭 君  
3番 松田 時義 君                      4番 戸次 治夫 君  
6番 森口 信二 君                      7番 廣島 康雄 君  
8番 山澤 親徳 君                      10番 坂本 隆司 君  
11番 池田 郁雄 君                      12番 田畑 和雄 君  
13番 友田 勝久 君                      14番 中村 清治 君  
推進委員 14名  
15番 向田 博 君                      16番 草野 武雄 君  
17番 竹下 正治 君                      18番 野間 勝 君  
19番 山内 秋光 君                      20番 溝口 幸一 君  
21番 前島 春美 君                      22番 坂口 新一 君  
23番 山口 初憲 君                      24番 前田 仁 君  
25番 渕上 民雄 君                      26番 森下 義孝 君  
27番 下鶴 信雄 君                      28番 古里 一幸 君
- 4 欠席委員  
農業委員 2名  
5番 田上 哲人 君                      9番 苗床 勝美 君
- 5 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了について  
報告事項(2)農地形状変更届について  
報告事項(3)農用地利用配分計画の認可について  
議第90号 農地法第3条の許可申請について  
議第91号 農地法第4条の許可申請について  
議第92号 農地法第5条の許可申請について  
議第93号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局  
局長 宮崎 博巳  
参事 本村 広揮  
参事 田畑 昌代  
非常勤職員 谷口 真由美

議 長  
(元村善二君)

それでは、只今より第24回水俣市農業委員会会議を開催いたします。

本日出席の農業委員は12名です。欠席農業委員は、5番田上委員、9番苗床委員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議は成立いたしました。

本日の署名委員は、7番の広島委員、10番の坂本委員にお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員は、全員出席です。

議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。本日は23番の山口委員にお願いします。

23番委員  
(山口初憲君)

農業委員会憲章 一、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局  
(宮崎局長)

はい、議長

議 長

はい、事務局長

事務局長

報告事項について、3件、報告いたします。  
まず、報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了について、説明いたします。

議案書は、1ページになります。

工事完了届の報告が4件ありました。右端に記載のとおり事務局にて現地を確認しましたところ、申請書通りに工事が完了しておりましたので、報告いたします。

特に一番上ですが、地目変更等の手続のために工事完了届がもれていた分が届出の報告になっています。

報告事項(2)農地形状変更届について、説明いたします。  
議案書は、2ページになります。

届出人は記載のとおりです。

土地の所在は記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも田、面積は1,148㎡、水田から畑地として利用します。令和元年5月27日から令和元年12月31日まで、盛土をして利用するという事です。

報告事項(3)農用地利用配分計画の認可について、説明いたします。

10件あります。4月、5月に右から2行目ですが、経過、委員会県認可ということで書いていますが、3月、4月の委員

会、県の方は4月、5月の認可とういことで、農用地利用集積計画を皆さまには御審議いただいておりますが、県知事の方で、配分の認可が下りた分が10件ありました。地図については、追加の③から⑥までということで、前回、前々回、御審議いただいた内容で認可がおりております。

以上です。

議 長

報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。  
議第90号 農地法第3条の許可申請について、議第90号を、議題といたします。  
関係委員の説明をお願いします。

3番委員  
(松田時義君)

はい、議長

議 長

はい、3番 松田委員

3番委員

議第90号農地法第3条の許可申請1番について、説明いたします。

譲渡人、記載のとおりです。

譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも田、非常によく管理されています。

面積は191㎡。

譲受人の状況、記載のとおりです。

構成員の状況、記載のとおりです。

みなさん専業で頑張っておられます。

所有権移転、贈与になります。

譲渡人は、市内出身で県外に住んでいらっしゃいますが、こちらには帰ってこないという事で、今回の贈与という形になりました。譲渡人と譲受人は親類同士になります。

6ページを御覧ください。

6月4日に丸野行政書士、事務局、譲受人家族、竹下委員、私で現地調査を行いました。

非常にきれいに整備、管理されております。

譲受人は非常に熱心ですので、今後も維持管理がなされると思います。申請地付近は全部、譲受人が土地の管理をされています。熱心に農業に取り組んでおられます。

以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から、補足説明があれば、お願いします。

17番委員  
(竹下正治君)

はい、議長

議長

はい、17番 竹下委員

17番委員

内容は松田委員が言われたような事ですが、譲渡人の田んぼが間にあって毎年、間を草払いしないといけないという状況がずっと続いていたものですから、大変だったということでした。これから繋がってしまうから良かったと喜んでいらっしゃいました。構成員で譲受人は、4年位前に病気になり、リハビリを頑張っておられる状況です。他の方々に頑張っておられます。

議長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

(なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第90号 農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

御質疑、御異議もないようですので、議第90号 農地法第3条の許可申請については、許可することと決定いたします。

議長

次に移ります。  
議第91号 農地法第4条の許可申請について、議第91号を議題といたします。  
関係委員の、説明をお願いします。

7番委員  
(廣島康雄君)

はい、議長

議長

はい、7番 廣島委員

7番委員

議第91号 農地法第4条の許可申請について、説明いたします。  
議案書8ページです。  
申請人、記載のとおりです。  
土地の所在、記載のとおりです。  
地目は台帳、現況とも畑、面積は2,250㎡内の1,429㎡です。  
転用理由、記載のとおりです。

農地区分は第3種農地です。  
施設概要は、記載のとおりです。  
資金計画は、記載のとおりです。  
申請地が9ページです。

6月4日に申請者の申請人、業者、事務局、向田委員、私の5人で現地調査を行いました。

申請地は畑と山林で、周りの所有者には申請人が説明をして承を頂いておられました。排水計画については、自然浸透です。現地調査で転用地周辺農地への影響等確認してまいりました。施設を設置しても問題ないと判断いたしましたので、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長

担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。

(補足説明なし)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第91号 農地法第4条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として、決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第91号 農地法第4条の許可申請については、本会の意見として、決定いたします。

次に移ります。

議第92号 農地法第5条の許可申請について、議第92号を議題といたします。

私の担当地域ですので、私の方から説明いたします。

それでは、議第92号 農地法第5条の許可申請について、番号1 譲渡人、記載のとおりです。

譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は、台帳、現況とも畑、面積111m<sup>2</sup>。

転用理由、記載のとおりです。事前着工がありましたので、始末書を添付してあります。

農地区分は第2種農地、所有権移転です。

施設概要は記載のとおりです。

資金計画は、記載のとおりです。

場所は13ページを御覧ください。

申請地と道を挟んで隣が譲受人の自宅です。この自宅は譲渡人の実家でした。排水関係は道路脇に排水溝がありますので、そこに排水を流すということでした。

6月4日に譲受人、私と溝口委員、丸野行政書士、事務局で現地調査を行いました。

現地調査及び、転用に係る許可基準はなんら問題ないと思われしますので御審議の程よろしく申し上げます。

担当地区の推進委員から補足説明があれば、申し上げます。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御意見は、ありませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第92号 農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として、決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第92号 農地法第5条の許可申請については、本会の意見として、決定いたします。

次に移ります。

議第93号 農用地利用集積計画の申し出について、議第93号を議題といたします。

まず、新規設定の1番から説明をお願いします。

委 員  
(中村清治君)

はい、議長

議 長

はい、14番 中村委員。

14番委員

農用地利用集積計画の申し出について、利用権の新規設定の番号1について説明いたします。

貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は2筆とも、台帳、現況とも田、面積は合計1145㎡です。

始期終期は、2019年8月1日から2029年7月31日の10年間です。利用目的は水稲、借賃は全体で玄米60Kg、利用権の種類は賃借権です。

申請地は17ページを御覧ください。

借人は、熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 公益財団法人熊本県農業公社理事長 島田邦満さん。

以上ですが、御審議の程よろしく申し上げます。

議長

次に、新規設定2番の説明をお願いします。

今日は田上委員が欠席ですので、事務局長の方から説明申し上げます。

事務局長

はい、議長

議長

はい、事務局長

事務局長

農用地利用集積計画の2番について説明をいたします。

貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目、台帳、現況とも田、面積1,549㎡

始期終期、2019年7月1日から2020年11月30日、期間1年5ヶ月、これは、以前貸人が借りた土地があり、それに合わせるということでこの期間になっています。

利用目的は玉葱、借賃無償、利用権の種類使用貸借権。

借人、記載のとおりです。

場所については18ページを御覧ください。

以上ですが、御審議の程よろしく申し上げます。

議長

担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。

(なしと言うものあり)

議長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

(なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第93号 農用地利用集積計画の申し出の新規設定1番、2番については、承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第93号 農用地利用集積計画の申し出の新規設定1番、2番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。



議 長

これもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、  
第24回水俣市農業委員会会議を終了いたします。  
皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員